

■適合証明サービス Q & A

Q 1_適合証明を利用するメリットは何ですか？

- 「適合証明サービス」は、「基準適合確認・通知」と「適合証明書発行」の2段階のサービスをご提供いたします。
- 「基準適合確認・通知」では、「さんぱいくん」の登録編集ページにて、未入力箇所の注意喚起メッセージや、「1年に1回以上」の更新頻度の項目に対する更新期限到来を知らせるメッセージが表示されます。また、貴社にて情報更新を行った都度、弊財団にて、更新が行われた項目の内容・更新頻度について確認を行い、修正等が必要な場合に、その内容をメールにて通知いたします。貴社は、この通知内容に沿って公表情報の修正等行っていただくことで、基準に適合した状態での情報公表を続けることができます。
- 「適合証明書発行」では、適合証明書に記載される対象期間中について、貴社の公表情報が「事業の透明性」に係る基準に適合することを証明する書類として、自治体にご提出いただけます。
これまでは、情報更新の都度、Web ページを印刷・ファイリングし保存し、優良認定申請時に、7年分の情報更新を証明するために多くの書類を自治体に提出されていたと思います。「適合証明書発行」をご利用いただくと、このような負担を軽減できるとともに、印刷・ファイリング漏れにより、優良認定を伴う許可の更新ができないリスクを低減することができます。

Q 2_適合証明書は、優良認定申請時に全国すべての自治体で受理されるのでしょうか？

- 令和2年2月25日の廃棄物処理法施行規則改正において「申請者以外の者が作成した書類を提出するときは、環境大臣が指定する者が作成した書類を提出しなければならない」旨が定められ、弊財団が「環境大臣が指定する者」に指定されたことから、弊財団が作成する適合証明書は、優良認定申請時に受理されることとなっています（運用マニュアル p6 参照）。

Q 3_適合証明書に書かれている期間とは、何の期間ですか？

- 「適合証明書」に記載されている「証明対象期間」とは、基準に適合した公表情報の公表・更新が、いつからいつまで行われてきたかを示すものです。

Q 4_適合確認業務を利用し、メール通知を受けた都度、必要な修正を行っているので、当社は基準適合の状態にあると思っています。この状態で、適合

証明書発行を申し込めば、問題なく発行してもらえるのでしょうか。

- 適合確認業務のお申込み・ご利用前の期間において、基準に適合しない状態がある場合や、情報更新の頻度が不適切な場合等に、適合証明書が発行されない可能性があります。また、公表情報に虚偽や判別不能等があり、必要なタイミングまでに修正されなければ発行されません。

Q 5_適合証明書があれば、優良認定の申請時に「事業の透明性」の基準について自治体から特に指摘を受けることはない、という理解で大丈夫でしょうか？

- 適合証明書には、審査対象となる期間が記載されています。この対象期間中においては、弊財団が確認・審査を行い、公表情報の内容や更新頻度について基準に適合することを証明するものですので、その対象期間中については、申請時に自治体から指摘を受けることは基本的にありません。
- ただし、適合証明書に記載されている対象期間中以外の年月日、特に、対象期間以降に公表情報の更新が行われていると、その時点における公表情報の内容を自治体を確認・審査し、その結果として指摘を受ける可能性があります。（Q12 を合わせてご参照ください。）

Q 6_優良認定の申請はどのようなタイミングで行えばよいのでしょうか？

- 優良認定の申請には、「実績と遵法性」、「事業の透明性」、「財務体質の健全性」、「電子マニフェスト」、「環境配慮への取組」の5つの優良認定基準を満たす必要があり、これらすべての基準を満たした状態であれば、次の産業廃棄物処理業の許可更新の際に優良認定の申請を行うことができます。
- また、令和2年2月25日の省令改正により、優良認定基準を満たした状態であれば、許可の更新のタイミングを待たずに、任意のタイミングで優良認定の申請を行うこともできるようになりました。貴社の基準への適合・準備状況等を勘案して、適切なタイミングで申請を行ってください。
ただし、「任意のタイミングでの優良認定の申請」も、許可の更新とセットで行うものですのでご注意ください。

Q 7_適合証明書は、発行申込みから適合証明書を受け取るまでにどのぐらいの時間がかかりますか？

- 適合確認結果をお知らせする通知メールに基づく修正等のやりとり（一般的に1週間～10日程度）を経た上で適合証明書を発行しており、修正が完了して公表情報の基準適合を最終確認した後、通常2～5営業日程度で発行しています。

※参考：適合証明書発行申込み～適合証明書受け取りまでの流れ

- 1) 適合証明書発行申込み
- 2) 弊財団にて公表情報に対する基準適合性確認
- 3) 2) の確認結果をメールにて通知
- 4) 3) の通知内容に基づく公表情報の修正
- 5) 弊財団にて公表情報に対する修正（基準適合）確認
- 6) 適合証明書発行・メールにて納付

なお、2)～4) のやりとりが複数回必要となる場合や、3)・4) が不要となる場合がございます。

Q 8_適合証明サービスは、どこから登録するのですか？

- 「適合証明サービス」のご利用のお申し込みは、「基準適合確認・審査」、「適合証明書発行」とともに、「さんぱいくん」の画面から行うことができます。
- 具体的には、「さんぱいくん」に ID・パスワードを入力してログインし、「処理業者データ登録・変更メニュー」の中から、それぞれのサービスについての「利用者情報を確認する」のリンクをクリックして申込手続きを行っていただけます。

Q 9_支払方法としては、どのような方法がありますか？

- 「適合証明サービス」は、「基準適合確認・審査」、「適合証明書発行」とともに、申し込みによって発行される払込票を使ってお支払いをお願いします。
- 払込票を用いて、コンビニエンスストアでお支払いいただければ払込手数料は発生しません。銀行振込、郵便振込もご利用いただけますが、振込手数料が発生し、お客様でのご負担となります。
- 「基準適合確認・審査」については、お申し込みいただいてからお手元に払込票が届くまでに2～3営業日、コンビニや銀行・郵便局などでお支払いいただいてから実際に機能が利用できるようになるまでは、5営業日程度（繁忙期には最大10営業日）を要します。
- なお、履歴証明サービスでご利用になれる「WebMoney（ウェブ・マネー）」は、「適合証明サービス」の利用料金ではご利用になれません。

■履歴証明との関係に関するQ & A

Q 10_これまでの履歴証明と、新サービスの適合証明とは何が違うのですか？

- 「履歴証明サービス」は、優良認定制度「事業の透明性」の基準に係る公表情報について、いつ、どの項目を修正・更新したか一覧表に整理した更新状況一覧を作成・印刷したり、修正・更新した日付における公表情報の内容の確認・印刷できます。自社の公表情報について、必要な項目の情報が作成されているか、基準に適合した頻度で情報更新が行われているかを、自ら管理するためにご活用ください。優良認定の申請の際の書類としても、これまでご利用いただいております。今後も継続して提供いたします。
- 「適合証明サービス」は、「適合確認業務」にて、自社にて公表情報を修正・更新した都度、弊財団にて内容を拝見し、内容や更新頻度が基準に適合しているかどうかを確認し、再度ご修正が必要と判断される場合など必要に応じてその結果をメールにてご連絡するものです。また確認の結果、内容や更新頻度が基準に適合していれば、お申し込みに応じて、それを証明する「適合証明書」を発行するものです。

Q 1 1_適合証明サービスを利用した場合、履歴証明書を印刷・提出しなくてもよくなる、ということでしょうか？

- 適合証明書には、確認対象となる期間が記載されています。この対象期間中においては、弊財団が公表情報の内容や更新頻度について基準が満たされていることを確認し、それを証明するものですので、その対象期間中については、申請時に自治体から指摘を受けることはありません。
- ただし、適合証明書に記載されている対象期間中以外の年月日に公表情報の更新が行われており、かつ、その年月日が更新申請を行おうとしている許可証の有効期間に含まれる場合は、その年月日についての履歴証明書の印刷・提出が必要になると思われます。
- 具体的には、「証明対象期間」の「終了年月日」から、更新前の許可証の「許可期限年月日」までの間は、「証明対象期間」には含まれないため、この間に情報更新を行っていないことを証明するために、「履歴証明サービス」にて作成する「更新状況一覧」も合わせて提出することが考えられます。

■その他全般

Q 1 2_自社のホームページと、「さんぱいくん」を使い分けるための良い方法があれば教えてください。

- 「さんぱいくん」では、優良認定に必要な公表情報については、定期的な情報更新を容易に行うことができたり、また、優良認定の取得・継続をサポートする「履歴証明サービス」や「適合証明サービス」などのサービスも提供

しています。排出事業者から幅広く閲覧・検索されていますので、優良認定に係る全ての情報の公表は「さんぱいくん」上で行われることをお勧めいたします。また「さんぱいくん」では、保有している業許可の詳細な内容や許可証の写しのご登録など、自社の産廃処理に関する基礎的な情報をご登録いただけます。これらは許可情報検索の検索条件となっており、あわせてご登録をお願いいたします。

○自社のホームページでは、さんぱいくんの定型の項目にとらわれずに創意工夫され、業務の概要・特徴、業務実績、表彰実績など、顧客はじめ広く一般の方に対して、効果的に情報発信されることと思います。

○さんぱいくんにおける許可情報や優良認定の情報公表は、貴社の自社ホームページにおける情報発信項目の一つとして、「さんぱいくん」の貴社の情報公表ページへのリンクを掲載されることをおすすめします。

なお、リンク先の設定方法については、以下の URL をご参照ください。

<https://www.sanpainet.or.jp/content.php?id=2>

Q 13_優良認定の公表情報の更新の負担が大きいので、良い負担軽減方法があれば教えてください。

○「適合証明サービス」の「適合確認業務」をご利用いただくと、「さんぱいくん」の登録・編集ページにおいて、更新期限の到来や、未入力項目の有無のメッセージが表示され、必要な作業内容をリアルタイムで確認することができます。

○「履歴証明サービス」では、「さんぱいくん」の登録・編集ページにて情報を更新すると、情報更新を行った年月日、情報更新を行った項目名を整理する更新状況一覧を作成できます。これによって、情報更新が必要な項目と時期を把握することができます。